

小中学生が重傷を負う交通事故の発生について

警視庁によると、4月に入り小・中学生が重傷を負う交通事故が多発しており、いずれも日常生活の中で起こり得るもので、重大な結果につながっているとのことです。

そこで、交通事故防止のために、以下の内容を各クラスで指導しました。

○歩行者に対する交通安全

- ・道路を渡るとき、3つのチェック（「車が来ていないか」「車が止まったか」「渡っている時も車が来ていないか」）を実施する。
- ・止まってくれた車の陰から他の車が来るかもしれないので注意する。
- ・トラックなど大きい車両の右左折時は、車両の動きに特に注意する。（トラックなどの運転席は高いところにあるため、子供の存在に気がつかないことがあります。）
- ・道路への飛び出しや、止まっている車両の前後から横断は絶対にしない。
- ・横断禁止場所横断や斜め横断は絶対にせず、横断歩道や歩道橋を利用する。
- ・道路や駐車場で遊ばない。

○自転車に対する交通安全

- ・信号を必ず守る。
- ・一時停止場所では必ず止まって安全確認を行う。
- ・交差点を渡るとき、車の運転者が自分の存在に気付いているか確認する。
- ・自転車は車道の左側を通ることが原則（ただし、子供（13歳未満）は歩道を通ることができます。）。
- ・夜間はライトを点ける。
- ・自転車に乗るときは、ヘルメットを着用し、あごひもを確実に締める。

○保護者に対する交通安全

- ・外出する際は、子供から目を離さず、子供の動きに注意する。
- ・道路を歩くときは、大人が車道側を歩く。
- ・子供が自転車を運転するときは、子供にヘルメットをかぶらせる。
- ・交通ルールを繰り返し子供に教え、自らも実践して正しい手本を示す。

交通安全に関する様々な情報を警視庁公認の交通安全情報サイト「TOKYO SAFETY ACTION」にて公開中ですので、ご活用ください。

URL <https://www.safetyaction.tokyo/event/>